

合板の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表
 ○合板の日本農林規格（平成 15 年 2 月 27 日農林水産省告示第 223 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
日本農林規格 JAS 0233-1 : <u>20xx</u> 合板－第 1 部：一般要求事項 Plywood － Part 1：General requirements 1～5（略） 6 表示 6.1 普通合板の表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～5)（略） 6) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称</u> 7) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u> b)～d)（略） 6.2 普通合板の表示の方法 次による。 a) <u>6.1 a)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～5)（略） 6) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称</u> 6.1) <u>認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合</u> 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。 6.2) <u>製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合</u> 販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。 6.3) <u>輸入品の場合</u> 6.1), 6.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。 7) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u> 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、6.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、これを省略してもよい。 b)～d)（略） e) 6.1 の表示は、A.1.1 によって、各個又は各こり<u>の格付の表示の同一面かつ近接した見やすい箇所に明瞭に</u>しなければならない。ただし、台板用のもので各個の表示が困難なものにあつては、各こりの<u>格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭に</u>しなければならない。<u>なお、格付の表示内に記載されている事項については、省略してよい。</u> 6.3 コンクリート型枠用合板の表示事項	日本農林規格 JAS 0233-1 : <u>2024</u> 合板－第 1 部：一般要求事項 Plywood － Part 1：General requirements 1～5（略） 6 表示 6.1 普通合板の表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～5)（略） 6) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称</u> （新設） b)～d)（略） 6.2 普通合板の表示の方法 次による。 a) <u>6.1 a) 1)～5)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～5)（略） （新設） （新設） b)～d)（略） e) 6.1 の表示は、A.1.1 によって、各個又は各こり<u>ごとに見やすい箇所に</u>しなければならない。ただし、台板用のもので各個<u>ごと</u>の表示が困難なものにあつては、各こり<u>ごとに見やすい箇所に明瞭に</u>しなければならない。 6.3 コンクリート型枠用合板の表示事項

次による。

- a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

5) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～f) (略)

6.4 コンクリート型枠用合板の表示の方法

次による。

- a) 6.3 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～3) (略)

4) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

4.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

4.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

4.3) 輸入品の場合 4.1), 4.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

5) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、4.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、これを省略してもよい。

b)～f) (略)

- g) 6.3 の表示は、A.1.2 によって、各個の格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示内に記載されている事項については、省略してよい。

6.5 構造用合板の表示事項

次による。

- a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

7) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～h) (略)

6.6 構造用合板の表示の方法

次による。

- a) 6.5 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

6) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

6.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称を記載しなければな

次による。

- a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称（新設）

b)～f) (略)

6.4 コンクリート型枠用合板の表示の方法

次による。

- a) 6.3 a) 1)～3)及び b)～f)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～3) (略)

(新設)

b)～f) (略)

- g) 6.3 の表示は、A.1.2 によって、各個ごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.5 構造用合板の表示事項

次による。

- a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称（新設）

b)～h) (略)

6.6 構造用合板の表示の方法

次による。

- a) 6.5 a) 1)～5)及び 6.5 b)～h)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

(新設)

<u>らない。</u> 6.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 <u>販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</u> 6.3) 輸入品の場合 6.1), 6.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。<u>。</u> 7) 認証品質取扱業者の認証番号 <u>認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、6.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、これを省略してもよい。</u> b)～h) (略) i) 6.5 の表示は、A.1.3 によって、各個の格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示内に記載されている事項については、省略してよい。 6.7 化粧ばり構造用合板の表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～4) (略) 5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称 6) 認証品質取扱業者の認証番号 b)～d) (略) 6.8 化粧ばり構造用合板の表示の方法 次による。 a) 6.7 a) 1)～4)及び 6.7 b)～d)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～4) (略) 5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称 5.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 <u>当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</u> 5.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 <u>販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</u> 5.3) 輸入品の場合 5.1), 5.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。<u>。</u> 6) 認証品質取扱業者の認証番号 <u>認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、5.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、これを省略してもよい。</u> b) 6.7 b)によって、防虫剤の種類を表示する場合には、6.2 b)と同じ。 c) 6.7 c)によって、単板の樹種名を表示する場合には、次による。 1)・2) (略) d) (略) e) 6.7 の表示は、A.1.4 によって、各個の格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示内に記載されている事項については、省略してよい。	(新設) b)～h) (略) i) 6.5 の表示は、A.1.3 によって、各個<u>ごと</u>に見やすい箇所にしなければならない。 6.7 化粧ばり構造用合板の表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～4) (略) 5) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称 (新設) b)～d) (略) 6.8 化粧ばり構造用合板の表示の方法 次による。 a) 6.7 a) 1)～4)及び 6.7 b)～d)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～4) (略) (新設) (新設) 5) 防虫剤 6.2 b)と同じ。 6) 単板の樹種名 6.1)・6.2) (略) b) (略) c) 6.7 の表示は、A.1.4 によって、各個<u>ごと</u>に見やすい箇所になければならない。
--	---

6.9 天然木化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

6) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～g) (略)

6.10 天然木化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.9 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

5.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を、また、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

5.2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

5.3) 輸入品の場合 5.1), 5.2)に代えて、当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

6) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、5.1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、これを省略してもよい。

b)～f) (略)

g) 6.9の表示は、A.1.5によって、各個又は各こりの格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示内に記載されている事項については、省略してよい。

6.11 特殊加工化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

7) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～f) (略)

6.12 特殊加工化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.11 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

6) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

6.1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者

6.9 天然木化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称（新設）

b)～g) (略)

6.10 天然木化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.9 a) 1)～4)及び6.9 b)～f)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

（新設）

b)～f) (略)

g) 6.9の表示は、A.1.5によって、各個又は各こりごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.11 特殊加工化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称（新設）

b)～f) (略)

6.12 特殊加工化粧合板の表示の方法

次による。

g) 6.11 a) 1)～5)及び6.11 b)～e)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

（新設）

寸法
板面の品質
使用方向
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
樹種名 ^{b)}
使用接着剤等の種類 ^{c)}
認証品質取扱業者等 ^{d)}
認証品質取扱業者の認証番号 ^{e)}

注 ^{a)}・注 ^{b)} (略)

注 ^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。

注 ^{d)} 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注 ^{e)} 注 ^{d)}において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.2ーコンクリート型枠用合板の表示の様式

A.1.3 構造用合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
等級
板面の品質
曲げ性能 ^{a)}
有効断面係数比 ^{b)}
ホルムアルデヒド放散量 ^{c)}
防虫剤 ^{d)}
性能区分及び処理方法 ^{e)}
木材保存剤 ^{e)}
樹種名 ^{f)}
使用接着剤の種類 ^{g)}
認証品質取扱業者等 ^{h)}
認証品質取扱業者の認証番号 ⁱ⁾

注 ^{a)}～注 ^{g)} (略)

注 ^{h)} 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

注 ⁱ⁾ 注 ^{h)}において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

寸法
板面の品質
使用方向
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
樹種名 ^{b)}
使用接着剤等の種類 ^{c)}
製造業者 ^{d)}
(新設)

注 ^{a)}・注 ^{b)} (略)

注 ^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤の種類”を省略する。

注 ^{d)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

(新設)

図 A.2ーコンクリート型枠用合板の表示の様式

A.1.3 構造用合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
等級
板面の品質
曲げ性能 ^{a)}
有効断面係数比 ^{b)}
ホルムアルデヒド放散量 ^{c)}
防虫剤 ^{d)}
性能区分及び処理方法 ^{e)}
木材保存剤 ^{e)}
樹種名 ^{f)}
使用接着剤の種類 ^{g)}
製造業者 ^{h)}
(新設)

注 ^{a)}～注 ^{g)} (略)

注 ^{h)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

(新設)

図 A.3－構造用合板の表示の様式

A.1.4 化粧ばり構造用合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
樹種名 ^{c)}
使用接着剤の種類 ^{d)}
<u>認証品質取扱業者等 ^{e)}</u>
<u>認証品質取扱業者の認証番号 ^{f)}</u>

注 ^{a)}～注 ^{d)} (略)

注 ^{e)} 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあっては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあっては、“販売業者”とする。また輸入品にあっては、“輸入業者”とする。

注 ^{f)} 注 ^{e)}において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.4－化粧ばり構造用合板の表示の様式

A.1.5 天然木化粧合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
側面加工 ^{c)}
樹種名 ^{d)}
使用接着剤等の種類 ^{e)}
<u>認証品質取扱業者等 ^{f)}</u>
<u>認証品質取扱業者の認証番号 ^{g)}</u>

注 ^{a)}～注 ^{d)} (略)

注 ^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあっては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。

注 ^{f)} 認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあっては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあっては、“販売業者”とする。また輸入品にあっては、“輸入業者”とする。

注 ^{g)} 注 ^{f)}において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。

図 A.5－天然木化粧合板の表示の様式

A.1.6 特殊加工化粧合板の表示の様式

図 A.3－構造用合板の表示の様式

A.1.4 化粧ばり構造用合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
樹種名 ^{c)}
使用接着剤の種類 ^{d)}
<u>製造業者 ^{e)}</u>
(新設)

注 ^{a)}～注 ^{d)} (略)

注 ^{e)} 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあっては、“輸入業者”とする。

(新設)

図 A.4－化粧ばり構造用合板の表示の様式

A.1.5 天然木化粧合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
側面加工 ^{c)}
樹種名 ^{d)}
使用接着剤等の種類 ^{e)}
<u>製造業者 ^{f)}</u>
(新設)

注 ^{a)}～注 ^{d)} (略)

注 ^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあっては、この様式中“使用接着剤の種類”を省略する。

注 ^{f)} 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあっては、“輸入業者”とする。

(新設)

図 A.5－天然木化粧合板の表示の様式

A.1.6 特殊加工化粧合板の表示の様式

品名 寸法 接着の程度 表面性能 ホルムアルデヒド放散量 ^{a)} 防虫剤 ^{b)} 側面加工 ^{c)} 樹種名 ^{d)} 使用接着剤等の種類 ^{e)} 認証品質取扱業者等 ^{f)} <u>認証品質取扱業者の認証番号 ^{g)}</u> 注 ^{a)}～注 ^{d)} (略) 注 ^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“<u>使用接着剤等の種類</u>”を省略する。 注 ^{f)} <u>認証品質取扱業者等が製造業者である場合にあつては、この様式中“認証品質取扱事業者等”を“製造業者”と、販売業者である場合にあつては、“販売業者”とする。また輸入品にあつては、“輸入業者”とする。</u> 注 ^{g)} <u>注 ^{f)}において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は、認証番号を省略してもよい。</u> 図 A.6－特殊加工化粧合板の表示の様式	品名 寸法 接着の程度 表面性能 ホルムアルデヒド放散量 ^{a)} 防虫剤 ^{b)} 側面加工 ^{c)} 樹種名 ^{d)} 使用接着剤等の種類 ^{e)} <u>製造業者 ^{f)}</u> (新設) 注 ^{a)}～注 ^{d)} (略) 注 ^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“<u>使用接着剤の種類</u>”を省略する。 注 ^{f)} <u>表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。</u> (新設) 図 A.6－特殊加工化粧合板の表示の様式
附属書 B・C (略)	附属書 B・C (略)
日本農林規格 JAS 0233-2 : <u>20xx</u> 合板－第 2 部：試験方法 (略)	日本農林規格 JAS 0233-2 : <u>2024</u> 合板－第 2 部：試験方法 (略)